年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6　第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、厚生年金保険法附則第九条の三第三項及び第四項又は第九条の四第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、前二項の規定は、適用しない。

7　第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後においては、厚生年金保険法附則第九条の二第一項から第三項まで、第九条の三第三項及び第四項並びに第九条の四第四項及び第五項の規定による老齢厚生年金の額の改定は行わない。

8　特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法附則第九条の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、厚生年金保険法附則第九条の二第一項に規定する障害状態に該当しなくなった場合においては、同条第四項の規定は、適用しない。

附則第二十一条第一項中「又は前条第一項」を「、第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項」に、「又は同法第四十六条第一項に規定する政令で定める日（附則第二十三条第一項、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項」を「（同法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十四条第三項及び第四項」に、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に、「標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下「総報酬月額相当額」という。）を「総報酬月額相当額（同法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加え、同条第二項中「支給するもの」の下に「であって、第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくもの」を、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加える。

附則第二十二条中「男子であって附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「同表」を「同項の表」に、「又は女子であって附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者」を「、附則第二十条第一項に規定する者」に、「は、当該老齢厚生年金」を「、又は附則第二十条の二第一項に規定する者（前月以前の月に属する日において同項の表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるときは、当該老齢厚生年金」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加える。

附則第二十四条第三項各号列記以外の部分中「受給権者」の下に「（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）」を加え、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同項第一号中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を加え、同項第二号中「又は第二十条第一項」を「、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その額が附則第十八条及び厚生年金保険法附則第九条の規定により計算されているものであり、かつ、その受給権者が特定警察職員等であって昭和十六年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者であるものであること。

附則第二十四条第四項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に、「若しくは第二十条第三項」を「、第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項」に改める。

附則第二十五条第二項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を「、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に、「第二十七条第十五項」を「第二十七条第十八項」に改める。

附則第二十六条第一項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を「、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に、「又は第二十条第三項若しくは第五項」を「、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項」に改め、同条第四項中「又は第二十条第三項若しくは第五項」を「、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項」に改める。

附則第二十七条第一項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（附則第十九条第一項に規定する者であって同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの、附則第二十条第一項に規定する者であって同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの又は附則第二十条の二第一項に規定する者であって同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「第一項第一号に規定する」を「第一項に規定する」に改め、同条第八項中「第一項第一号に規定する」を「第一項に規定する」に、「並びに第二十条第四項及び第五項」を「、第二十条第四項及び第五項並びに第二十条の二第四項及び第五項」に改め、同条第九項中「第十一項」を「第十二項」に、「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「附則第十九条第一項」を「同条第一項」に改め、「次項」の下に「及び第十一項」を加え、同条第十項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「附則第二十条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十五項中「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加え、「附則第二十七条第十三項又は第十四項」を「附則第二十七条第十五項から第十七項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「同法第四十四条第一項」に、「若しくは第十二項」を「若しくは第十三項」に、「及び第十二項」を「及び第十三項の規定」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17　厚生年金保険法第四十四条の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。）の額について準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項」と、「第